

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新発田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.9 %
全職員	73.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.0 %
本庁課長補佐相当職	97.9 %
本庁係長相当職	98.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.3 %
31～35年	96.3 %
26～30年	97.2 %
21～25年	92.7 %
16～20年	93.9 %
11～15年	93.8 %
6～10年	93.6 %
1～5年	92.4 %

【説明欄】

- ・算定にあたっては、週の勤務時間の定めのない代替パート職員は対象外としている。
- ・短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員については、正規の勤務時間で働く職員との均衡を図るため、個々の勤務時間数に応じて人数比率の換算を行っている。
- ・2.(1)「本庁部局長・次長相当職」の区分には女性職員がいないため差異は公表していない。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女比がほぼ5:5であるのに対し、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は2:8である。また、男女の各職員総数に占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合は、男性が24.1%、女性が55.9%であり、男女の給与の差異に影響している。
- ・扶養手当、住居手当の総支給額に対する男女比は男性の方が高く、給与の差異に影響している。
- ・県費職員（割愛採用）の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出している。
- ・勤続年数36年以上の区分について、定年延長制度により給料月額が60歳前の7割水準となっている職員が男性に多いことから、女性の給与が男性の給与を上回っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。